

京都市高齢者施策推進協議会 第3回地域共生推進ワーキンググループ

本日のテーマ

総合的な権利擁護支援について



日時：令和8年7月31日10時～
場所：京都市役所分庁舎第4会議室

本日の流れ

- 1 事務局よりテーマ説明
 - (1) 論点(課題)
 - (2) 実施中の関連事業
 - (3) 法改正について
- 2 意見交換
- 3 意見のとりまとめ・方向性

テーマと論点

テーマ 総合的な権利擁護支援について

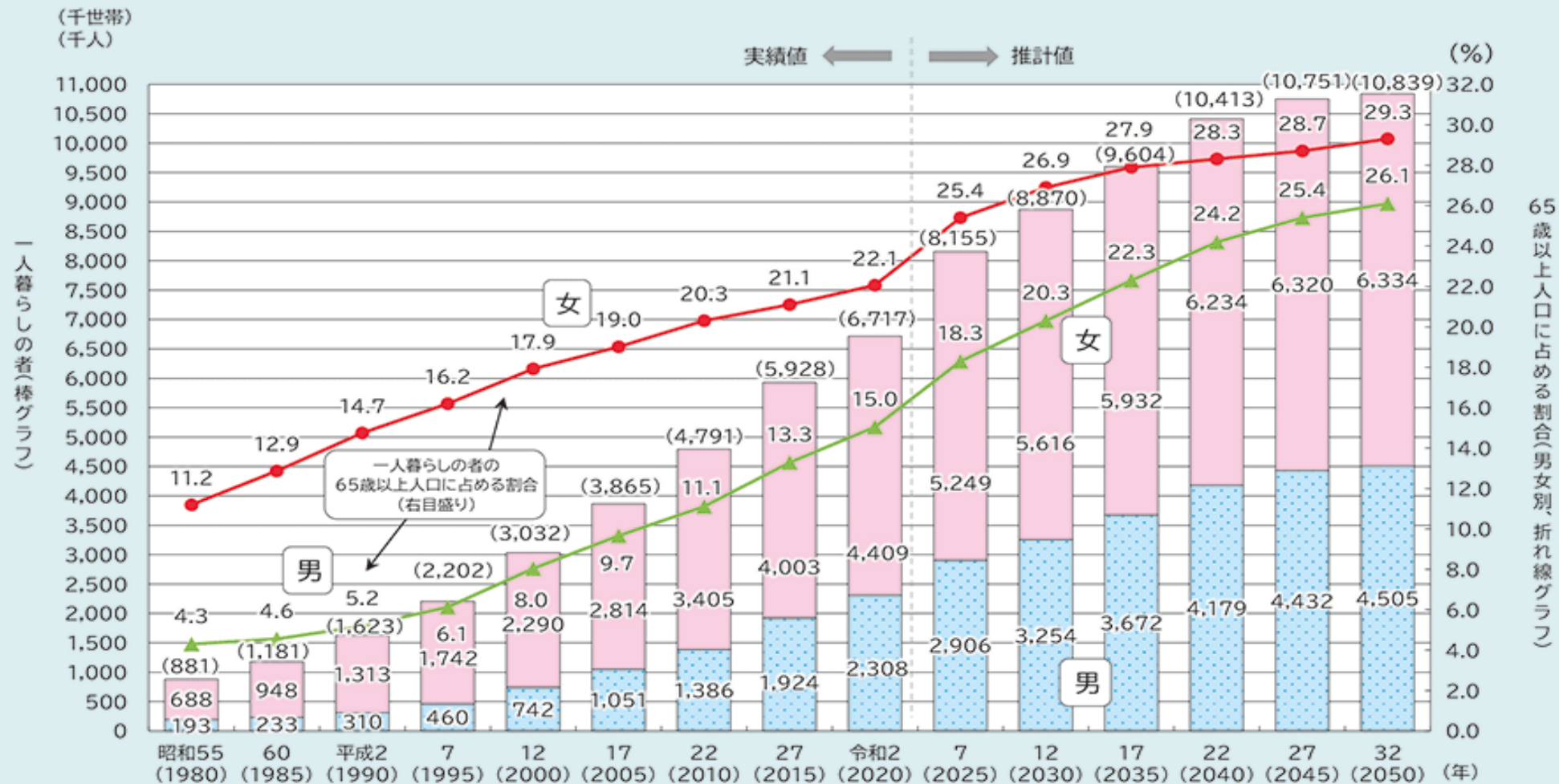
論点①

- ・ 身寄りのない高齢者や判断能力が十分でない高齢者に対する本市の取組における課題及び改善点は何か。
- ・ 「頼れる身寄りのない高齢者」の課題に対する社会福祉法改正及び成年後見制度に係る社会福祉法・民法の改正を受け、本市が今後検討すべきことは何か。

論点②

死後事務を含む人生の終い支度、いわゆる終活に関する知識の普及啓発及び実際に取り組む方を増やすために必要な方策は。

単身高齢者数の推移（全国）



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」

（令和6（2024）年推計）による世帯数

（注1）「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。

（注2）棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計

（注3）四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

単身高齢者世帯数の推移（京都市）

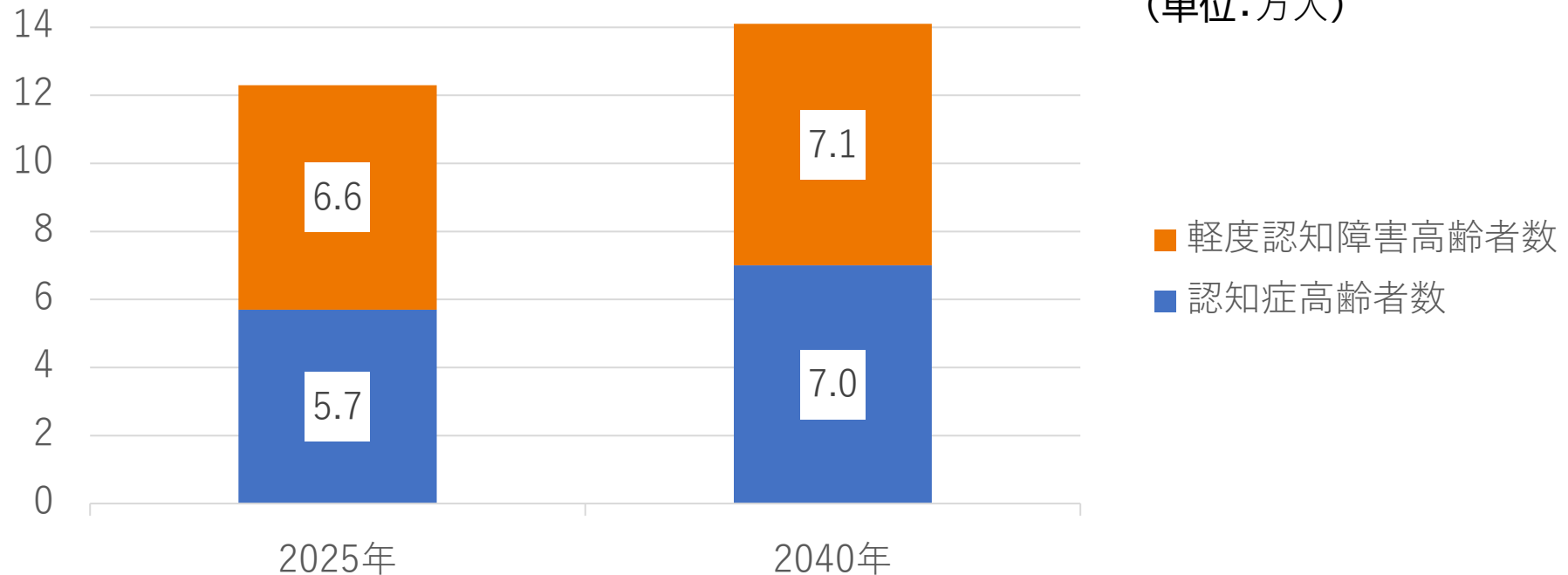
			1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
一般世帯数			546,157	579,369	610,665	641,455	680,634	705,142	728,774
	65歳以上の世帯員のある一般世帯	世帯数	135,264	153,209	178,731	201,924	224,635	255,859	263,721
		構成比	24.8%	26.4%	29.3%	31.5%	33.0%	36.3%	36.2%
	単身世帯	世帯数	29,616	37,737	51,198	60,714	70,738	86,310	95,220
		構成比	21.9%	24.6%	28.6%	30.1%	31.5%	33.7%	36.1%
	夫婦のみ世帯	世帯数	32,060	39,856	49,164	57,448	64,730	74,095	76,120
		構成比	23.7%	26.0%	27.5%	28.5%	28.8%	29.0%	28.9%
	親と子のみ世帯	世帯数	24,284	29,351	36,571	45,144	54,124	63,745	64,695
		構成比	18.0%	19.2%	20.5%	22.4%	24.1%	24.9%	24.5%
	三世代世帯	世帯数	33,791	30,105	24,855	26,337	22,046	19,325	15,355
		構成比	25.0%	19.6%	13.9%	13.0%	9.8%	7.6%	5.8%
	その他の世帯	世帯数	15,513	16,160	16,943	12,281	12,997	12,384	12,331
		構成比	11.5%	10.5%	9.5%	6.1%	5.8%	4.8%	4.7%
1世帯当たり平均人員			2.62人	2.47人	2.34人	2.24人	2.13人	2.05人	1.97人

認知症高齢者数の推移（京都市）

- 2025年時点の推計値は、認知症高齢者は5.7万人、軽度認知障害（MCI）を含めると12.3万人。
- 今後も増加が見込まれ、2040年には高齢者の約3人に1人が認知症または軽度認知障害になる見込み。

認知症及び軽度認知障害の高齢者数（推計）

（単位：万人）



「身寄りのない高齢者」を取り巻く課題

単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがいない高齢者等にとって、これまでは家族・親族等が担ってきた日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などへの対応が生活上の課題として顕在化している。



これらの問題を受け、民法、社会福祉法の改正法が国会で成立

○ 認知症等による財産管理の困難さ

認知症等により判断能力が低下することで、日々の生活に必要な金銭や通帳・各種契約書などの重要書類の管理が困難になる。

○ 入院や施設入居時の身元保証人の不在

病院への入院や介護施設に入居する際、緊急連絡先や医療費の支払い保証などを担う身寄りがいないため、入所・入居先探しが難航する場合がある。

○ 死後事務の担い手不足

亡くなった後の遺体の引き取り、葬儀、納骨、賃貸住宅の原状回復や遺品整理を行う人がいない。

課題

- 認知症等による財産管理の困難さ
- 入院や施設入居時の身元保証人の不在
- 死後事務の担い手不足

京都市では、これらの課題への対応のため、現在以下の取組を実施している。

取組

- 1 日常生活自立支援事業
- 2 成年後見制度利用支援事業
- 3 単身高齢者万一あんしんサービス
- 4 終活の取組に向けた啓発

1 日常生活自立支援事業

事業概要

・福祉サービスの利用や家賃・公共料金などの支払い、生活費などを計画的に使うことに不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、ご本人との契約に基づき支援を行う。

- ・実施主体は京都市社会福祉協議会。
※京都市から運営費を補助



＜対象者＞ ※要件すべてを満たす方

- ・高齢の方や、知的・精神に障害のある方などで、判断能力が十分でない方
- ・契約の意思があり、支援内容が理解できる方
- ・在宅で生活されている方、または入院中などで在宅復帰の見込みのある方

＜援助内容＞

- ・福祉サービスの利用
- ・金銭管理に関する相談、助言
- ・通帳、印鑑の預かり
- ・郵便物の管理



相談

京都市社会福祉協議会で相談受付

訪問

相談により支援が必要であると考えられる方には、お住まいの区社会福祉協議会の職員が訪問し、契約を結ぶことができるか確認

計画

利用者の意思を尊重しながら、「契約書」と「支援計画」を作成

審査・契約

サービスの開始

実施状況

<契約実績>

年度	新規契約件数 (件)	実働契約件数 (件)	後見制度移行件 数 (件)
令和3年度	1 5 9	7 9 9	—
令和4年度	2 0 2	8 0 2	—
令和5年度	1 7 3	7 6 9	74
令和6年度	1 9 1	7 8 6	64
令和7年度	2 3 3	7 9 4	74

約75%が
生活保護世帯

<利用者の内訳（令和7年度）>

認知症等高齢者	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計（人）
2 4 9	1 9 4	3 3 2	1 9	7 9 4

<生活支援員※の人数>

年度	登録者数 (人)
令和3年度	5 9 8
令和4年度	4 9 6
令和5年度	5 6 0
令和6年度	5 1 3
令和7年度	5 5 6

※生活支援員…利用者のお宅などを定期的に訪問し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する人で、資格要件はなく、市内在住の75歳未満の方で、養成研修を受講された方が登録できます。

2 成年後見制度利用支援事業

＜事業概要＞

高齢化の伸展に伴い、成年後見制度の利用が必要な方が増加することが見込まれる中、身寄りがなく申立てを行うことが困難な場合に京都市が申立てを行ったり、本人等の財産状況から申立費用や成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）報酬を負担することが困難な場合にこれらの費用を支給することで、成年後見制度の利用促進を図るもの。

＜対象者＞

- ・生活保護の受給者
- ・市民税非課税世帯 など

（上記に加え、預貯金が50万円以下、家屋等の日常に必要な資産以外に活用できる資産がない、などの要件あり）

＜援助内容＞

- ・後見開始の審判等に要する費用
申立手数料 800円、登記手数料 2,600円
鑑定費用 5万円～10万円 など
- ・成年後見人等に付与する報酬
裁判官が事案毎に決定（20～30万円程度）

利用実績

＜申立費用＞

	件数	金額（千円）
令和3年度	1 6	1 0 6
令和4年度	8	4 4
令和5年度	6	1 2 7
令和6年度	9	5 4
令和7年度	3	1 1 4

＜成年後見等報酬＞

	件数	金額（千円）
令和3年度	9 0 8	2 0 2, 7 6 2
令和4年度	8 9 8	1 8 6, 3 6 6
令和5年度	8 2 0	1 6 6, 7 5 5
令和6年度	8 2 6	1 7 2, 8 9 0
令和7年度	9 1 3	1 9 2, 0 8 9

※認知症等、高齢者に対する支援のみの件数

○ 京都市成年後見支援センターの設置・運営

市民の方々が同制度を円滑に利用できるよう、平成24年4月から「京都市成年後見支援センター」を設置（京都市社会福祉協議会へ運営を委託）し、同制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行っている。

【業務内容】

（1）成年後見制度に関する相談

電話や来所による相談のほか、弁護士等の専門家による相談も定期的を実施。

（2）申立支援

家庭裁判所への申立手続きについて、提出書類やその作成方法等を説明。

（3）成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度に係るシンポジウムや講習会のほか、パンフレットやホームページでの情報発信を実施。

（4）市民後見人の養成・活動支援

後見人の確保を図るとともに成年後見制度の利用促進を図るため、意欲のある市民の方を対象に、市民後見人の養成講座を開催。

養成講座の流れ(予定)

ガイダンス
7月4日(土)または 動画配信

1次選考
(受講申込書・作文)

養成講座(基礎編)

2次選考 10月23日(金)
(レポート・筆記試験・面接)

養成講座(実務編)

登録手続 2月5日(金)
(作文・面接)

市民後見人養成講座について

カリキュラムの概要(予定)

基礎編(4日間:約17.5時間)

9月18日(金) ~10月16日(金) ※ 週1回 午前・午後で開催	成年後見制度を理解する
	市民後見人の役割と活動を理解する
	対象者と対象者を取り巻く状況を理解する
	地域における権利擁護の推進について考える
	演習(グループワーク)

実務編(8日間:約38時間)

11月20日(金) ~1月29日(金) ※ 週1回 午前・午後で開催	認知症や障害への理解を深める
	医療・福祉サービス・福祉施設への理解を深める
	関連法への理解を深める
	成年後見人としての活動の実務を理解する
	演習(事例検討・グループワーク)

受講対象 次の①~③のすべてに該当する方

- ① 京都市在住で、25歳以上70歳未満の方(令和8年4月1日時点)
- ② 高齢者や障害のある方に対する福祉活動に理解と熱意がある方
- ③ 市民後見人として活動することを希望する方

まずはガイダンスへのご参加をお待ちしています!



市民後見人の京都市の状況について

＜養成講座受講者数等＞

	～2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合計
受講申込者（名）	247	17	25	20	15	21	345
受講者（名）	157	16	25	20	13	20	251
修了者	138	14	22	10	13	16	213

＜市民後見人名簿登録者数（令和8年3月31日時点）＞

	～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	合計
登録者（名）	1	4	19	48	32	104

※政令市の中で、京都市は人口に占める登録者数の割合が6番目に高い。

＜市民後見人による後見等受任件数＞

	～2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合計
受任数（件）	67	5	10	9	13	5	109
終了数（件）	35	11	9	12	10	4	81

大川市

大川市おひとりさま支援事業 ～簡易な金銭管理・意思決定支援～

①予算管理機能付きカード等を使った日常的な金銭管理サービス、②意思決定サポーターによる意思決定支援、③入院・入所費用支払いのための支援を行う事業。

②について、大川市に登録した市の意思決定サポーター養成研修修了者が支援対象者へ定期的な訪問を行うとともに、行政手続きへの同行などを含む本人の意識決定への支援を行っている。

豊田市

豊田市地域生活意思決定支援事業

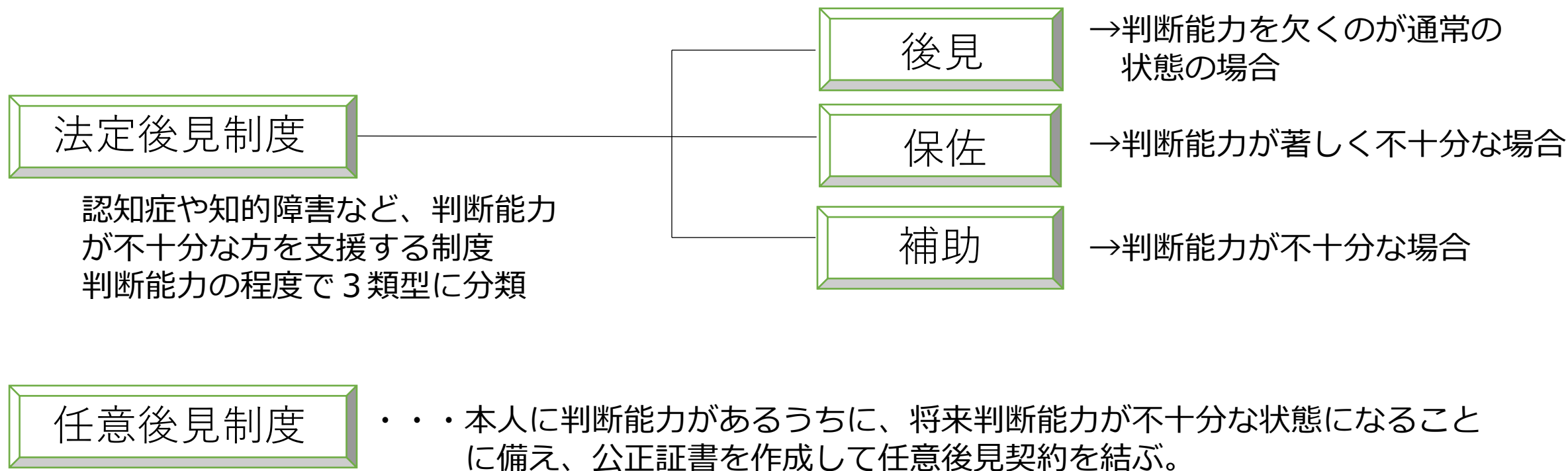
本人が必要とするニーズからは成年後見制度まで必要がない場合も多いことから、成年後見制度以外の新たな支援策として、「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み。

②について、フォロワー養成講座修了者が、定期的な訪問（月2回程度）、本人らしい生活の基盤となる本人の意思決定の後押し（お金の使い道を一緒に検討するなど）を支援する。

成年後見制度とは・・・

本人の判断能力（※）が精神上的の障害により不十分な場合（認知症高齢者、知的障害や精神障害のある方）に、本人を法律的に保護し、支えるための制度

（※）判断能力：売買や贈与等をする際に、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正か等を考えるのに必要な能力



法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
判断能力の程度	欠けているのが通常	著しく不十分	不十分
申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
代理権の範囲	原則として すべての法律行為	申立ての範囲内で与えられた法律行為 ※本人の同意のもとで補助人・保佐人に権限が与えられる。	
同意権・取消権の範囲 ※日常生活に関する行為を除く。	本人の行った法律行為 ※成年後見人については、 「同意権」はない。	民法13条第1項所定の 行為及び申立ての範囲内 で与えられた法律行為	民法13条第1項の範囲 内であり、かつ申立ての 範囲内で与えられた法律 行為 ※本人の同意のもとで補 助人に権限が与えられる。

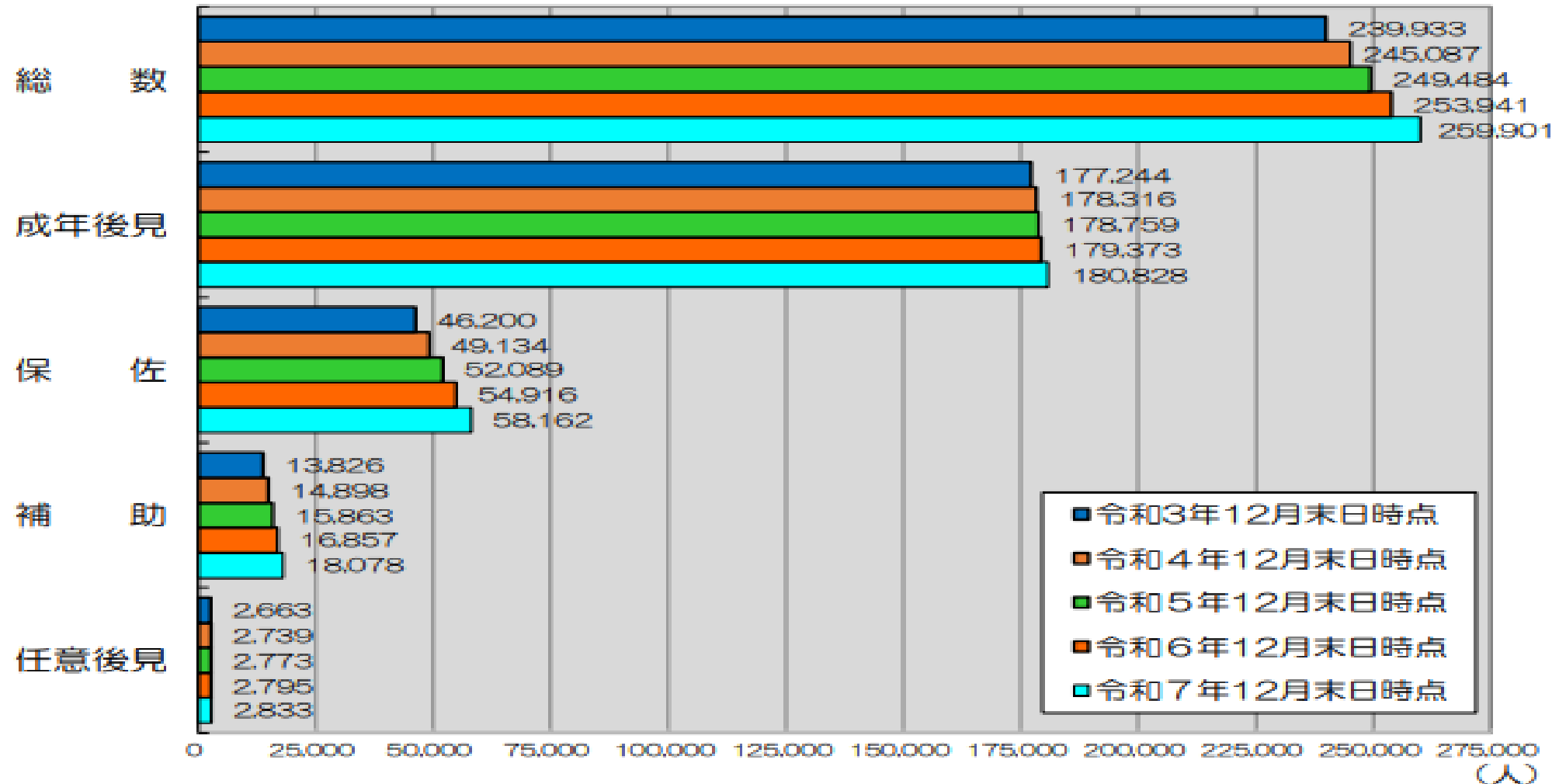
民法第13条第1項所定の行為

- ① 元本を領収し、又は利用すること。
- ② 借財又は保証をすること。
- ③ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- ④ 訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- ⑥ 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- ⑦ 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- ⑧ 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- ⑨ 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- ⑩ 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいう。）の法定代理人としてすること。

※日用品の購入その他日常生活に関する行為は、審判の対象外

全国における成年後見制度の利用者数の推移

○ 成年後見制度の各類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。



成年後見制度の申立件数等の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
①成年後見制度の利用者数（全国）	239,933	245,087	249,484	253,941	259,901
②成年後見関係事件の申立件数（全国）	39,809	39,719	40,951	41,841	43,159
③成年後見関係事件の申立件数（京都府）	1,419	1,370	1,293	1,444	1,458

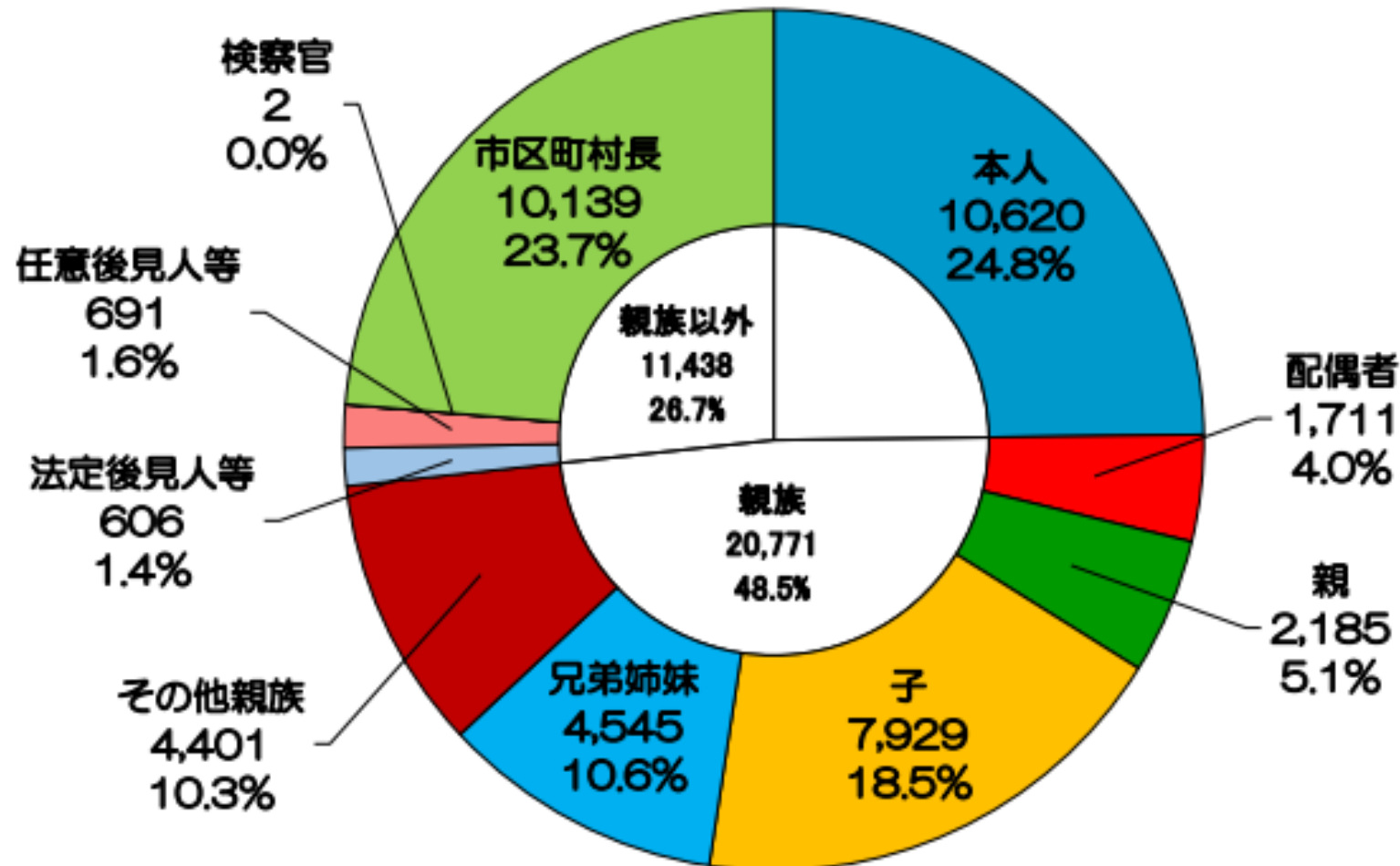
※ 最高裁判所：成年後見関係事件の概況に基づき作成（各年1月～12月の集計）

（参考）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
市長申立件数（本市）	96	111	71	91	88

申立人と本人との関係

○ 申立人については、「本人」「親族」が全体の73.3%を占め、本人、親族以外では、「市区町村長」が23.7%とその大部分を占めている。

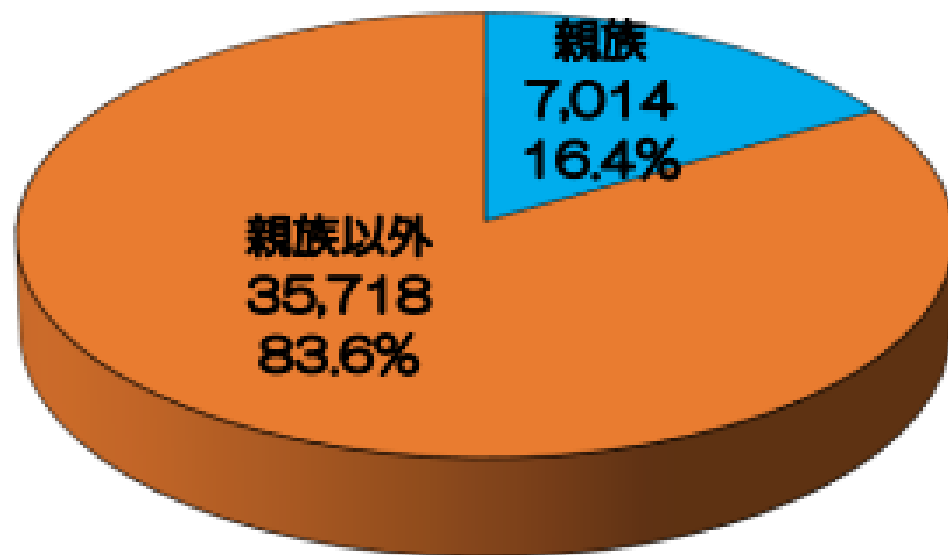


成年後見人等と本人との関係

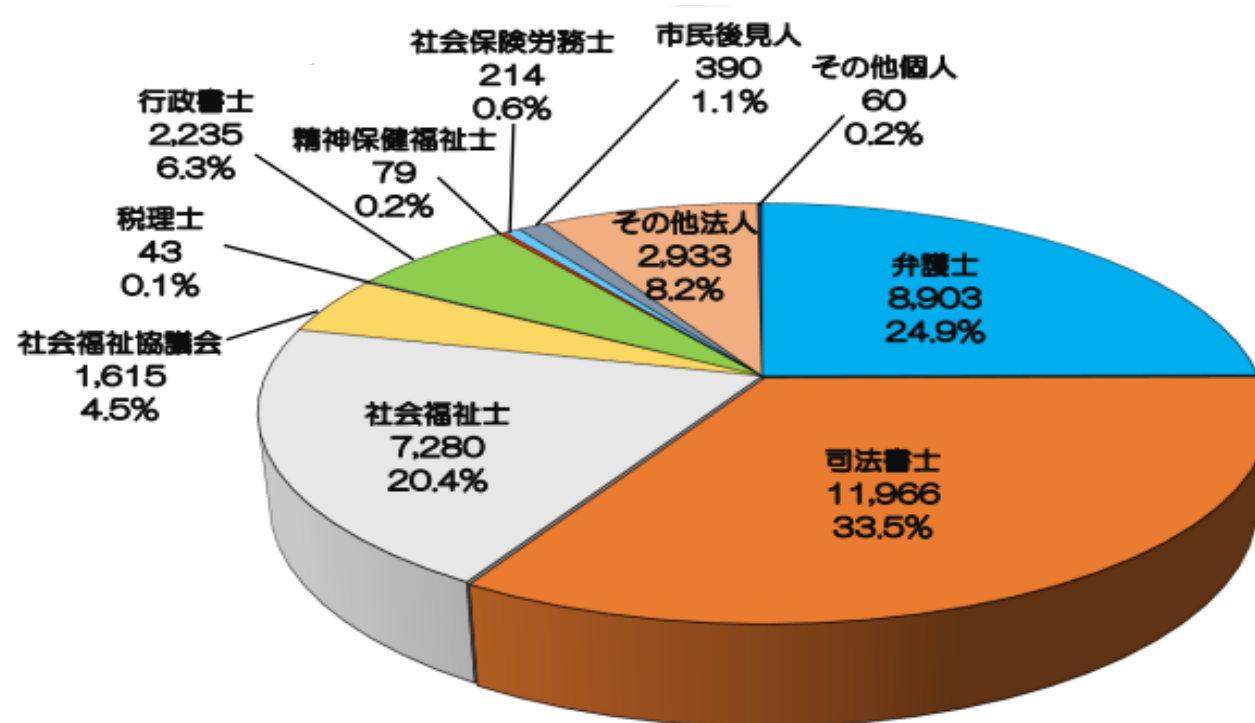
成年後見制度

- 成年後見人等と本人の関係については、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が成年後見人等に選任されたものが全体の16.4%、親族以外の第三者が選任されたものが全体の83.6%となっている。
- 親族以外の内訳については、司法書士が最も多く、次いで弁護士、社会福祉士の順となっている。

(親族、親族以外の別)

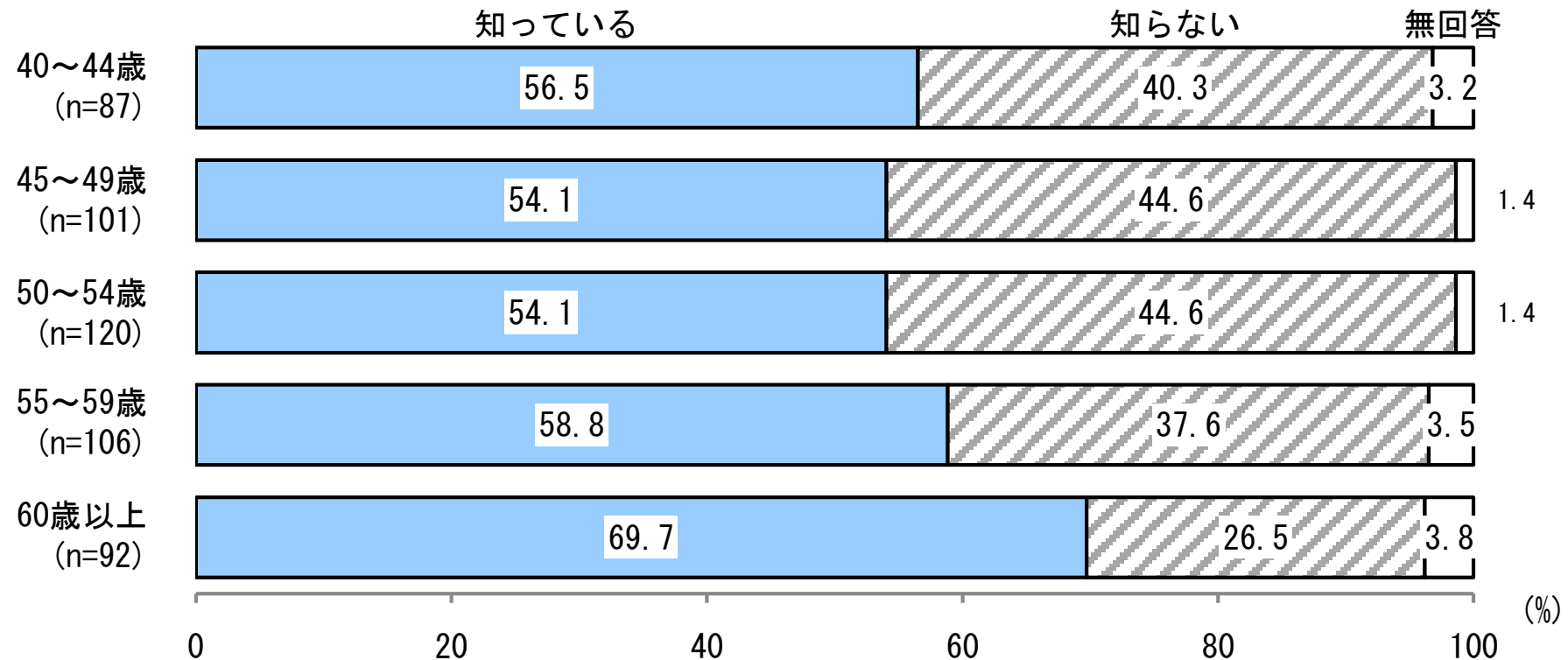


(親族以外の内訳)



本市における成年後見制度の認知状況

- 京都市内在住の若年者（40歳～65歳）に対し、成年後見制度の認知状況についてアンケートを行ったところ、60歳以上の年代では「知っている」割合が高いが、40～50歳代の割合は低くなっており、親世代を介護する年代層の制度に関する知識の不足により、適切な利用につながらない可能性がある。



3 京都市単身高齢者万一あんしんサービス事業

事業概要

<概要>

- ・身寄りのない低所得の単身高齢者の方を対象に、定期的な安否確認をするとともに、利用者が亡くなられた後、お預かりした預託金での葬儀や納骨等を実施。
- ・京都市からの委託により、京都市社会福祉協議会が実施（令和元年12月に事業開始）。

<対象者>

- 1 京都市内に住民票があり、居住している
- 2 65歳以上
- 3 ひとり暮らし
- 4 契約能力がある（日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者は対象外）
- 5 子や頼れる親族がいない
- 6 低所得者（市民税非課税・不動産非所有（現に居住している場合は除く）・預貯金350万円以下）
- 7 生活保護を受給していない
- 8 契約時、預託金を一括して預けることができる
- 9 契約後、京都市社会福祉協議会職員による安否確認（電話や訪問）に応じることができる
- 10 京都市社会福祉協議会が交付する利用者カードを活用することができる

支援の流れ

①利用契約

葬儀社リストから、利用者が1社選択



葬儀社・利用者・京都市社会福祉協議会で三社契約を締結

葬儀・納骨費用25万円を預託金として社会福祉協議会に一括で支払い。
※希望者は残置物処分費用も預託。

②安否確認・見守り

京都市社会福祉協議会の職員が、電話や訪問等により、定期的に利用者の生活状況や健康状況の確認を行う。

必要があれば、介護サービスや成年後見制度等の支援につなぐ

③亡くなったとき

- ・葬儀社が葬儀と納骨を行う（通夜や告別式は行わず、京都市中央斎場で火葬し、京都市深草墓苑に納骨（原則））。

- ・残置物処分の契約を結んでいる場合は、葬儀社が家財等を処分

- ・契約内容の履行を確認後、京都市社会福祉協議会から葬儀社に対して、利用者からお預かりしたお金（預託金）を支払う。

実施状況

<実績>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	1 3 0 件	1 4 5 件	2 2 3 件	2 7 0 件	4 8 6 件
新規契約件数	3 件	3 件	5 件	7 件	7 件
終了・解約件数	2 件	1 件	3 件	0 件	2 件
年度末件数	7 件	9 件	1 1 件	1 8 件	2 3 件

取組事例（他都市） 死後事務

名古屋市

実施機関：社会福祉協議会

名古屋市あんしんエンディングサポート事業

○サービス内容：生前の見守り・安否確認サービス、葬儀・納骨の実施 賃貸住宅の家財処分・明渡しに伴う諸手続き、死亡に伴う行政官庁への届出、公共料金の収受機関等への連絡を行う。

※預貯金1,000万円以下であること、原則、遺言（自筆証書遺言書保管制度の利用または公正証書遺言）により遺言執行者を定めていることが対象要件に含まれる。

神戸市

実施機関：神戸市

エンディングプラン・サポート事業（生前の葬儀・納骨契約の支援）

○サービス内容：葬儀や納骨を頼める人がいない市内在住の高齢者の方を対象に、生前に葬儀や納骨手続きを葬祭事業者と契約することを市が支援する。

※親族がいても関係が疎遠で頼れない場合も含む。

※所得にかかわらず利用可能。

取組事例（他都市） 入退院事務

千葉県船橋市

実施機関：社会福祉協議会

身寄りのない高齢者等サポート事業

サービス内容：見守り・安否確認サービス、死後事務サービスに加え、本人の希望に応じて入退院時の付添いや病状説明時の同席を行う（利用料金は1時間15分未満で1,200円、以降30分ごとに600円加算。）。入退院時の支払代行については、預託金の範囲内で実施。

千葉県我孫子市

実施機関：社会福祉協議会

あんしん生活支援事業

サービス内容：月1回の見守りサービス、終末期の医療サービスに関する指示書の作成、死後事務に加え、任意の有料サービスとして、入退院・入退所時の説明の立ち合いや契約時の同行・同席、病院や施設への支払い代行、銀行等からの金銭の出し入れ等を行う。

法改正について

- 1 社会福祉法の改正について
- 2 民法の改正（成年後見制度の見直し）について

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築し、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居利用者に負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子化を進めます。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組に関与する関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

第二種社会福祉事業とは？

比較的用户者への影響が小さく、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）。

経営主体の制限はなく、届出をすることにより事業経営が可能。

1.(3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。**



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

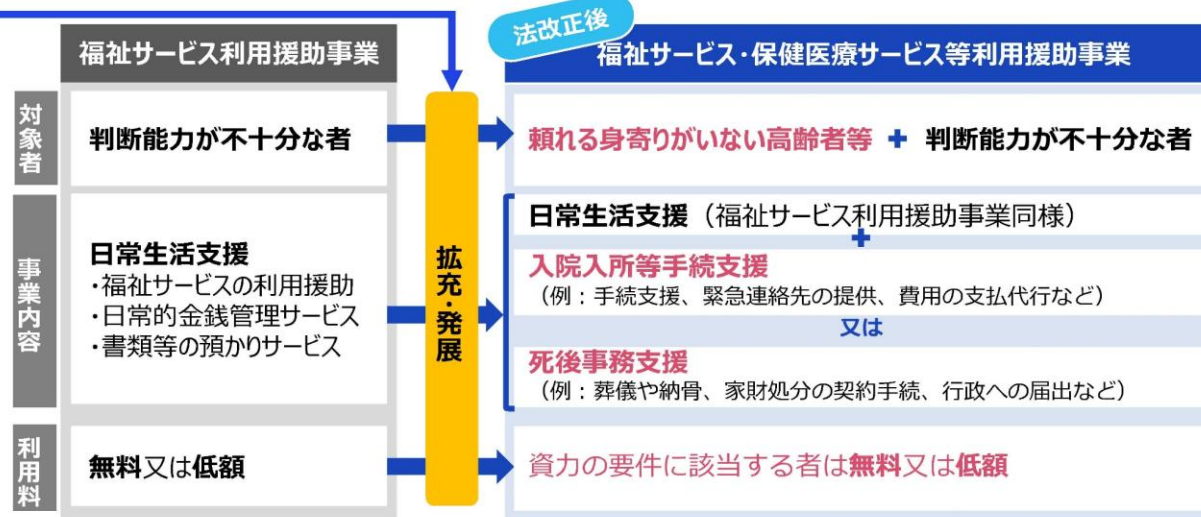
- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）**とともに、**地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）**し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする



1.(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、**成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要**となっています。

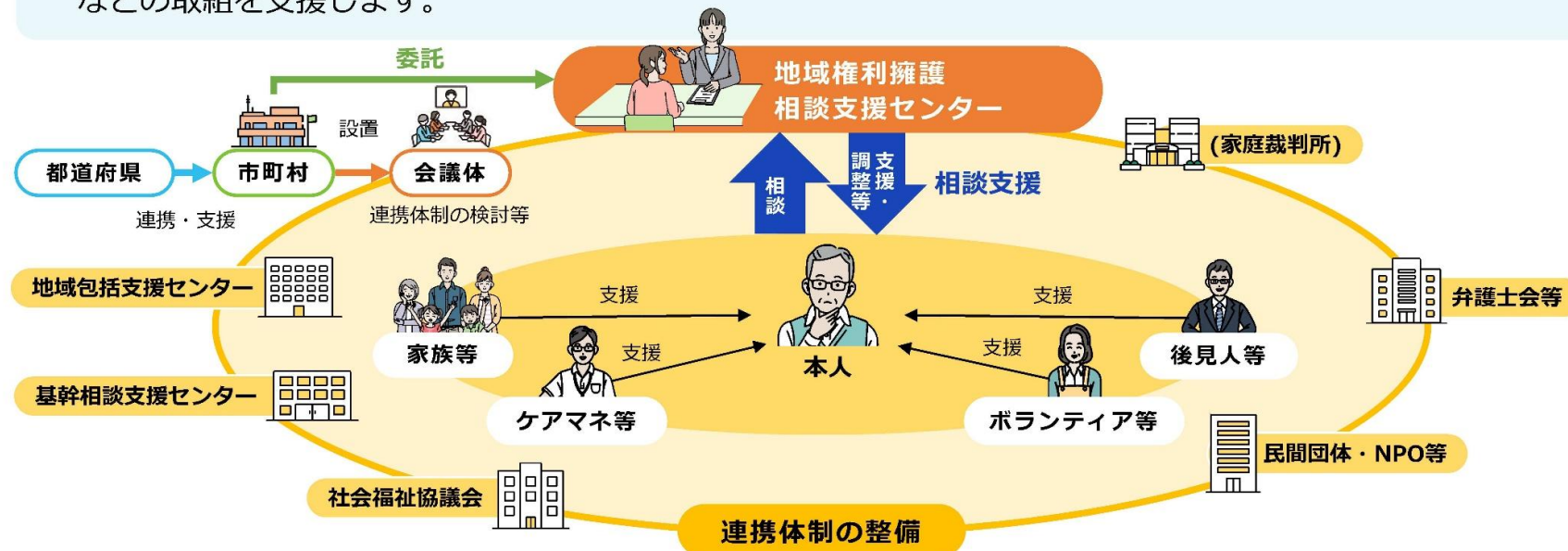
見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

- 権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施
- 地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備

などに取り組むことを促します。また、

- 地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「**地域権利擁護相談支援センター**」や情報交換・連携体制の整備を担う**会議体の設置を法定化**するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援します。



民法の改正（成年後見制度の見直し）について

成年後見制度の現状及び課題

【制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

【主な課題】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、**判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。**
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、**本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。**
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、**本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。**
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も**適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。**

成年後見制度の見直しの概要①

【見直しのポイント】

- 「後見」「保佐」を廃止し、「補助」に一本化
※本人の判断能力に応じて、「補助」と「特定補助」に分かれる
- 補助制度開始の3つの要件
 - ・ 判断能力の不十分さ
 - ・ 具体的な必要性
 - ・ 本人の請求又は同意が原則
- 本人の意向の尊重及び身上の配慮

後見人等に与えられていた包括的な代理権から、本人が必要とする支援の内容によって、**必要最低限の権限を選択できるオーダーメイド型**に。

制度利用の必要性の解消や、あらかじめ定めた期間の満了を終了事由とすることで、**終われる制度**となる。

補助人としてその事務を行うに当たり、本人の意思、意向、選好等を把握するようにし、**本人の意向**が把握できた場合には、**原則としてそれに従い**事務を行う。

成年後見制度の見直しの概要②

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
↓	↓		↓		↓	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
見直し後の制度	適用範囲の拡大					廃止
対象者の能力	不十分					欠く常況
制度	補助					選択可
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則			
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し			
↓	↓	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				↓
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判			
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人			
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権			
			+ 意思表示の受領・保存行為			

成年後見制度に係る国の動き

- 2016年施行の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされ、国においても「第1期成年後見制度利用促進基本計画」（2017～2021年度）を策定
- 現在は「第2期成年後見制度利用促進基本計画（2022～2026年度）」の計画期間中
 - ※ 本市では、計画の見直しサイクルが3年で、今後の国の動向に合わせた見直しを進めやすく、かつ認知症施策や地域包括ケアの取組とも連携しやすいことから、「第9期京都市民長寿すこやかプラン（2024～2026年度）」と一体的に策定している。
- 2027年度（令和9年度）からの第3期計画についての議論が今後実施される予定
- また、令和8年の通常国会において、成年後見制度に関わる民法改正法案が提出され、承認されている。（令和8年6月24日公布、施行日は未定）

第2期成年後見制度利用促進基本計画について

計画において、都道府県・市町村が行うべきとされている主な項目

○ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 市町村長申立てに関する研修の実施
⇒ 京都市成年後見支援センターにおいて、制度全般に係るセミナー等を実施。
- ・ 成年後見制度利用支援事業の推進
⇒ 市長申立て費用、成年後見人等報酬の助成を実施している。
- ・ 都道府県による協議会の設置
⇒ 学識者、関係機関等から構成される「京都市成年後見制度利用促進協議会」を設置し、成年後見制度の利用促進に向けた取組の検討、関係団体・機関間の連携強化を図っている。

○ 権利擁護支援の行政計画等の策定推進

- ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し
⇒ 「京都市成年後見制度利用促進計画」を令和5年度に策定。

第2期成年後見制度利用促進基本計画について

計画において、都道府県・市町村が行うべきとされている主な項目

○ 地域連携ネットワークづくり

- ・ 制度や相談窓口の周知
- ・ 中核機関の整備とコーディネート機能の強化
- ・ 権利擁護支援チームの自立支援の実施
- ・ 包括的・多層的な支援体制の構築
 - ⇒ 京都市成年後見支援センター（中核機関）を設置し、制度の普及・啓発、相談受付、関係機関（区役所、地域包括支援センター、家庭裁判所など）との調整業務を委託している。
- ・ 後見人等候補者の適切な推薦の実施
 - ⇒ 有識者等で構成された受任者調整会議を開催するなど、市民後見人等の適切な候補者の推薦を実施している。

「権利擁護推進」に関する関係団体の意見等

- 終われる成年後見制度への不安はある。終結後の安定した生活が見込めない場合に安易に終結することは想定されないが、終結に向けた支援が新たに必要となるし、実際に終わった後の支援がどうなるかは懸念。
- 成年後見制度の運用が柔軟になることは望ましいが、制度利用に当たり、本人の意思が前提となることは望ましい。一方で、支援者側からすると、どこまで尊重すればいいのか、という悩みが生じる。
- 第三者による金融機関の取引において、窓口で対応に苦慮する場合がある。金融機関は一例だが、身寄りにない高齢者等の支援に関係する支援機関との幅広い意見交換が必要。
- 身寄りのない高齢者等の支援に当たり、コーディネート機能を持つ権利擁護支援推進センターの設置が法制化される。自治体に体制整備が求められるが、こういった対象者に、こういった支援をしていくか、現実的に何ができるかの整理が必要。
- 新たな制度や成年後見制度の改正に伴い、支援の在り方、意思決定支援の必要性など、しっかりとした周知が求められる。現行の成年後見制度の理解なども十分とは言えないため、市民や支援関係者に対しての周知が必要ではないか。

4 終活の取組に向けた啓発

パンフレット「あなたらしく生きていくための備え」



▶R8.3改訂版発行

▶主な配架場所

- ・区役所・支所
- ・京都市長寿すこやかセンター
- ・高齢サポート（地域包括支援センター）
- ・京都司法書士会館

京都市長寿すこやかセンターにおける「人生の終い支度講座」の開催

京都市長寿すこやかセンターにおいて、「人生の終い支度」について考え、家族等と相談するきっかけにさせていただくための講座を開催。

▶参考：令和7年度開催状況

日 時：①8月27日（水）②12月24日（水） いずれも13時～16時

会 場：ひと・まち交流館京都

内 容：人生100年時代を自分らしく生きるための備え～終い支度に向けて～

- ・自分らしく生きるための「備える医療・ケア」
- ・これだけは知っておきたい！介護サービスとの上手なつきあい方

在宅医療・介護連携支援センターにおける市民向け公開講座の開催

市内8か所に設置する在宅医療・介護連携支援センターにおいて、第9期京都市民長寿すこやかプラン期間中の共通取組テーマを「ACPの理解の促進」と設定。医療・介護の専門職だけでなく、市民向けにも講座を開催。

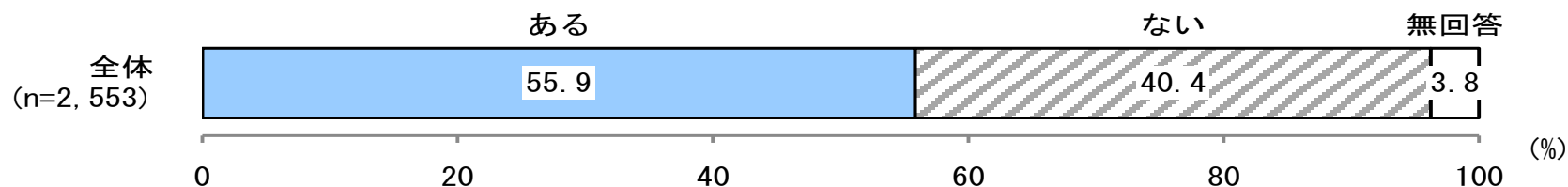
▶ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について

大事にしていることや望んでいること、人生の最終段階に、どこで、どのような医療・ケアを受けたいかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと共有しておくこと。
厚生労働省において愛称を「人生会議」と決定。

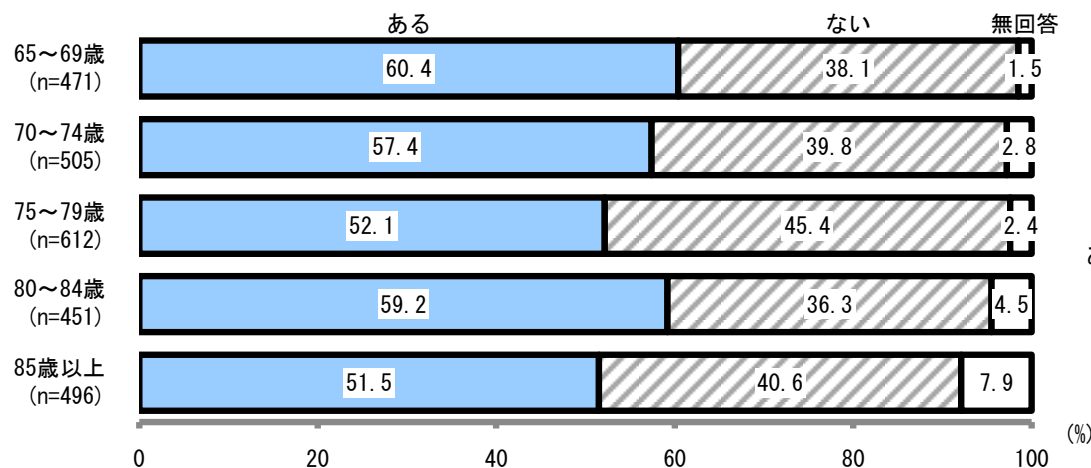


人生の最期にむけた準備について

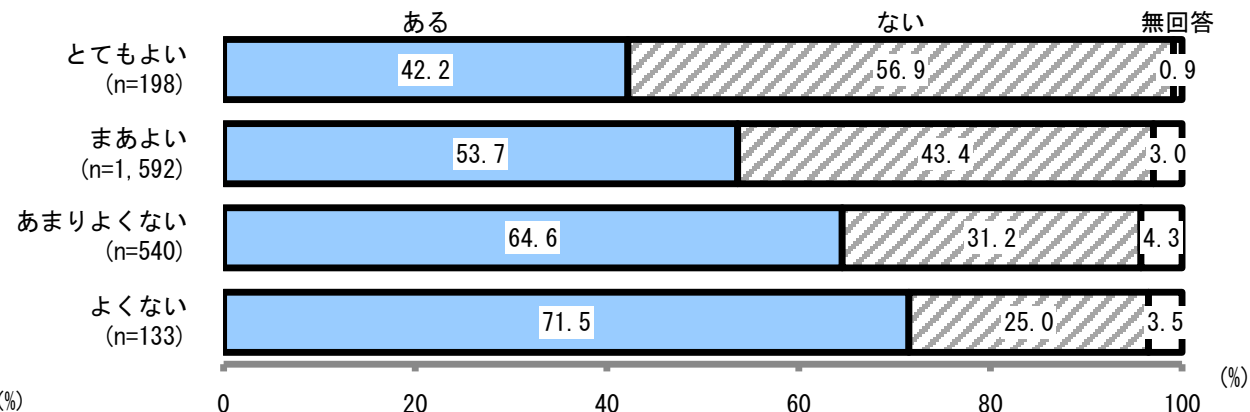
◆あなたは、将来治らない病気になったり、死期が迫っていると診断された時にどうするかについて悩んだり、考えたりしたことがありますか。



【年齢別】



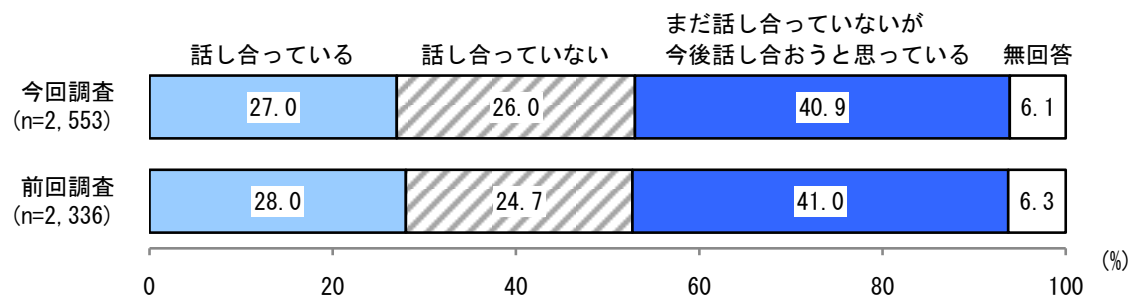
【主観的健康観別】



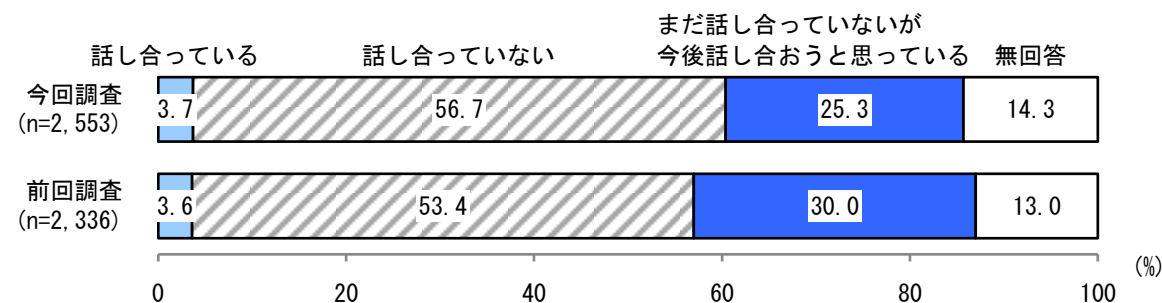
人生の最期にむけた準備について

◆もし、あなたが万一治らない病気になったり、死期が迫っていると診断された時に、どのような医療や介護が受けたいかや、財産の相続や葬儀等をどうして欲しいか、周囲の人と話し合っていますか。

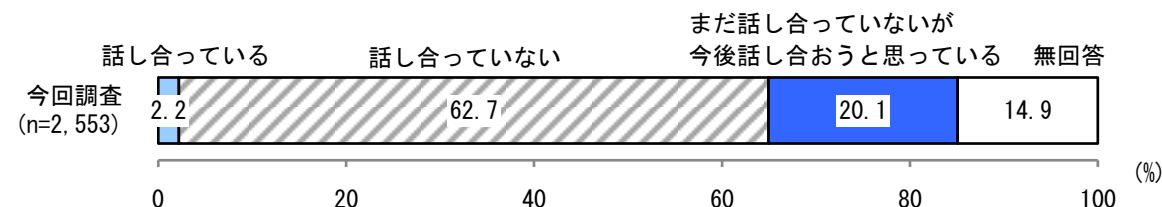
① 家族や親しい人と



② 医療機関等や介護サービス事業者と

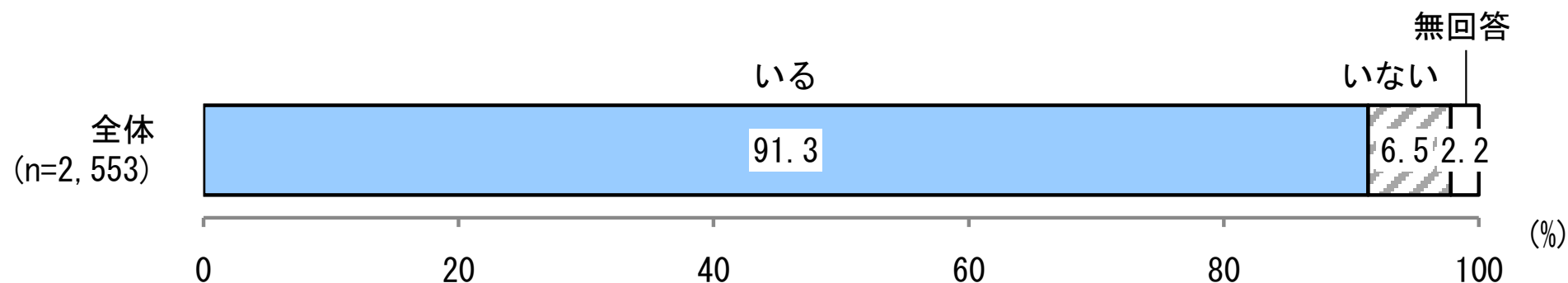


③ 弁護士や葬儀会社などの専門家と



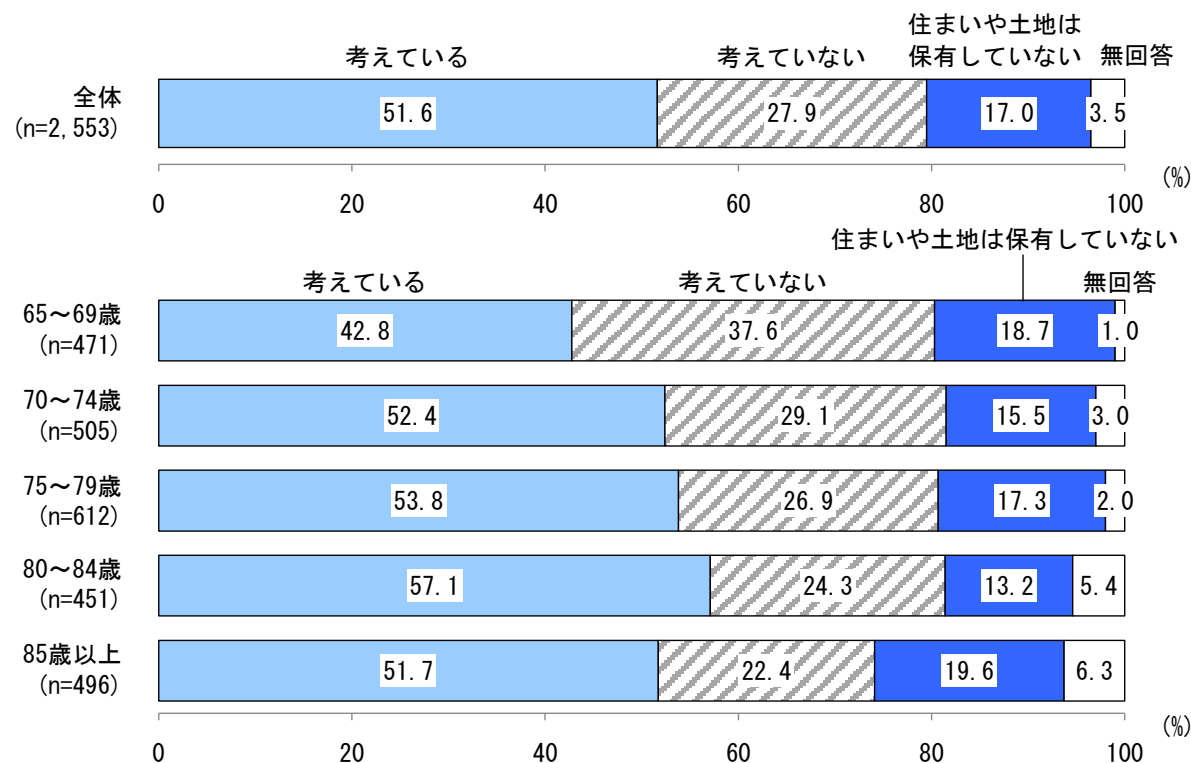
人生の最期にむけた準備について

◆あなたが亡くなった後の葬儀や家財の処分をしてくれる方はいますか。

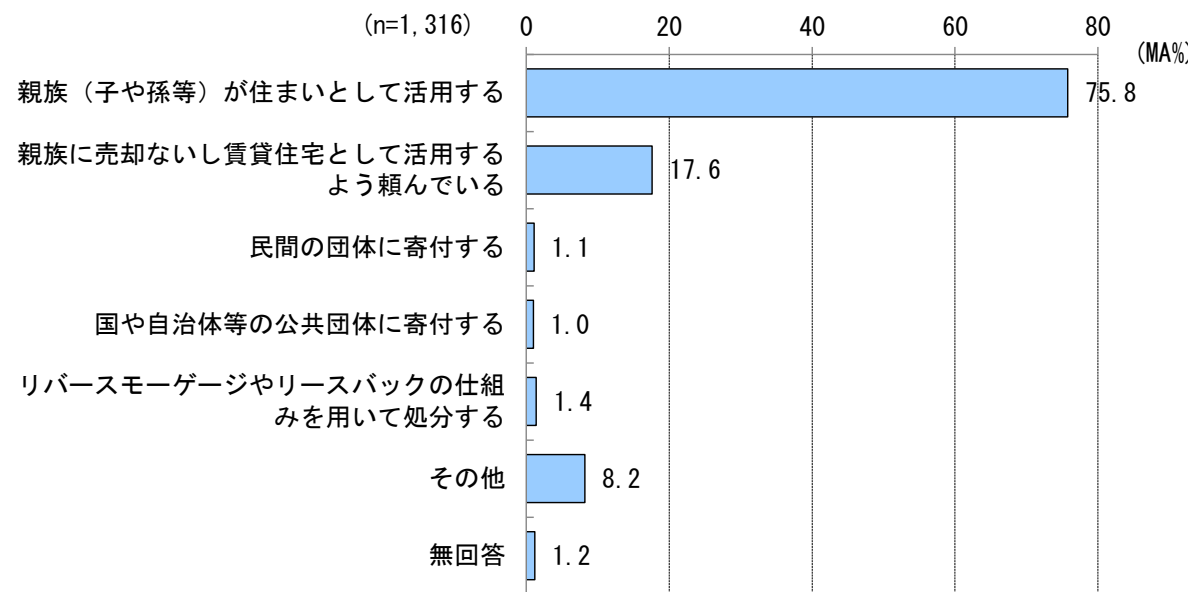


人生の最期にむけた準備について

◆あなたが亡くなった後の住まいや土地についてどう処分するか考えていますか。



「考えている」と回答した方の処分方法



取組事例（他都市）

神戸市

こうべ終活相談窓口

いわゆる「終活」に関する全般的な相談に対応窓口。相談員による相談（平日9～17時、電話・来所）、弁護士・司法書士による専門職相談（各月2回、来所のみ）を実施。いずれも事前予約制、相談無料。

神戸市終活情報登録制度

葬儀・納骨等の死後事務委任契約の契約内容や遺言書の保管場所等、終活に関連する情報を市に登録。もしものとき、本人があらかじめ指定した情報開示先や警察、消防、医療機関、福祉事務所からの照会に対し、市が登録情報を提供。

取組事例（他都市）

東京都世田谷区

終活等相談ポータルサイト

官民連携提案制度を活用し、「終活等相談ポータルサイト」を開設。
AIを活用した区への寄附・遺贈に関する相談に対応するチャットボットや、区へのよくある質問と回答が掲載されている。

静岡市

終活支援優良事業者の認証

「生前事務サービス」及び「死後事務サービス」を行う事業者について、市が設定する基準を満たす事業者を認証し、市ホームページに掲載。

総合的な権利擁護支援について

論点①

- ・ 身寄りのない高齢者や判断能力が十分でない高齢者に対する本市の取組における課題及び改善点は何か。
- ・ 「頼れる身寄りのない高齢者」の課題に対する社会福祉法改正及び成年後見制度に係る社会福祉法・民法の改正を受け、本市が今後検討すべきことは何か。

論点②

死後事務を含む人生の終い支度、いわゆる終活に関する知識の普及啓発及び実際に取り組む方を増やすために必要な方策は。